

## 賃金の一部控除に関する協定書

国立大学法人琉球大学（以下「本法人」という。）と国立大学法人琉球大学西普天間事業場に勤務する職員の過半数を代表する者（以下、「代表者」という。）は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）24 条第 1 項ただし書に基づく賃金の一部控除に関し、次のとおり協定する。

第 1 条 学長は、次の各号に掲げるものを職員に支給される賃金から控除することができる。

- (1) 法令に定めるもの
- (2) 財形貯蓄の預入金
- (3) 職員宿舍使用料（自動車保管場所使用料を含む。）
- (4) 職員宿舍共益費
- (5) 過払賃金（給与、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対価として支払う全てのもの）
- (6) その他当該事業場において学長と代表者との交渉により定めたもの

2 前項の第 2 号から第 6 号については、同意が得られた者について賃金から控除する。

第 2 条 この協定の有効期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

令和 7 年 3 月 29 日

国立大学法人琉球大学  
西普天間事業場過半数代表者氏名

安仁屋 宗耶



国立大学法人琉球大学学長  
西 田 睦



印